

設楽町公共施設等総合管理基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町条例第3号

設楽町公共施設等総合管理基金条例の一部を改正する条例

設楽町公共施設等総合管理基金条例(平成19年設楽町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に改め、「長寿命化」の次に「、取壊し」を、「ため、」の次に「及び北設情報ネットワーク事業の民間移行に係る財源として借り入れた町債の償還に必要な財源確保と将来にわたる適正な管理、運用のため」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

設楽町公共施設等総合管理基金条例（平成19年設楽町条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 公共施設の整備、更新、統廃合、<u>長寿命化、取壊し</u>などを計画的に行うため、<u>及び北設情報ネットワーク事業の民間移行に係る財源として借り入れた町債の償還に必要な財源確保と将来にわたる適正な管理、運用のため設楽町公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 公共施設の整備、更新、統廃合<u>及び</u>長寿命化_____などを計画的に行うため、_____</p> <p>_____設楽町公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>